

# 意見書

施設名 大黒保育園（本園・分園）園

児童氏名

年 月 日生

※保護者の方は施設名、児童氏名、生年月日をご記入ください。

## 以下、医師記入

（該当疾患に☑をお願いします）

☑	感染症名	登園のめやす
	麻疹（はしか）	熱が下がってから3日が経過している。
	インフルエンザ（型）	発症した翌日から数えて5日が経過していることと、熱が下がってから3日が経過していること。
	新型コロナウイルス感染症	発症した翌日から数えて5日が経過していることと、症状が無くなってから1日が経過していること。 ※無症状感染者の場合は検体検査をした翌日から数えて5日が経過していること。
	風しん	発しんが無くなっていること。
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになっていること。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳周り、ほほ周り、あご周りの腫れが現れてから5日が経過していることと、全身の状態が良くなっていること。
	結核	医師から感染の恐れがないと認められてから。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱や目の充血等、主な症状が無くなってから2日が経過していること。
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が無くなっていること。
	百日咳	適正な薬による5日間の治療が終了し、医師が許可してから。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。 ※無症状の場合は、トイレでの排せつ習慣が確立している5歳以上の子どもについては登園停止の必要はない。 また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから。
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

医療機関名

医師名

（印またはサイン）

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

# 記入例

## 意見書

下記の感染症と診断された際には、  
病院備え付け、または保護者が用意した意見書にお子様に通園している施設名、お子様のお名前、生年月日を保護者が記入して下さい。

施設名 鹿屋保育園  
児童氏名 かのや たろう  
2020年 11月 11日生

※保護者の方は施設名、児童氏名、生年月日をご記入ください。

### 以下、医師記入

(該当疾患に☑をお願いします)

☑	感染症名	登園のめやす
	麻疹 (はしか)	熱が下がってから3日が経過している。
✓	インフルエンザ (型)	発症した翌日から数えて5日が経過していることと、熱が下がってから3日が経過していること。
	新型コロナウイルス感染症	発症した翌日から数えて5日が経過していることと、症状が無くなってから1日が経過していること。 ※無症状感染者の場合は検体検査をした翌日から数えて5日が経過していること。
	風しん	
	水痘 (水)	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳周り、ほほ周り、あご周りの腫れが現れてから5日が経過していることと、全身の状態が良くなっていること。
	結核	医師から感染の恐れがないと認められてから。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱や目の充血等、主な症状が無くなってから2日が経過していること。
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が無くなっていること。
	百日咳	適正な薬による5日間の治療が終了し、医師が許可してから。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。 ※無症状の場合は、トイレでの排せつ習慣が確立している5歳以上の子どもについては登園停止の必要はない。 また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから。
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。

診断された先生は該当する感染症に✓をお願い致します。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

2024年 2月 21日から登園可能と判断します。

登園が可能となる日付の記入をお願いします。  
(例)診察の翌日から登園が可能と判断する場合は翌日の日付を記入。

医療機関名

医師名

(印またはサイン)

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。